

証券コード 3719

令和7年12月25日

## 株主各位

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11

A I S T O R M 株 式 会 社

代表取締役社長執行役員 今井俊夫

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.ai-storm.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ/その他」「株主総会関連お知らせ」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3719/25288474/>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使していましただけますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和8年1月8日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年1月9日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

日本教育会館 7階 702号会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 第三者割当による第10回新株予約権（行使価格修正条項付）の発行の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、これまで培つてまいりましたコンサルティング事業だけではなく、積極的な事業展開を目指しております。その方針に従い今後の事業領域の拡大または事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                        | 変更案                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。<br>1～54 (条文省略)<br>(新設) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>1～54 (現行どおり)<br><u>55 蓄電池、太陽光発電など再生エネルギー事業</u><br>56 暗号資産、AIデータセンターに関する事業<br><u>57 前各号に附帯する一切の業務</u> |
| 第3条～第42条<br>(条文省略)                                          | 第3条～第42条<br>(現行どおり)                                                                                                         |

## 第2号議案 第三者割当による第10回新株予約権（行使価格修正条項付）の発行の件

### 1. 提案の理由

当社は、会社法第239条の規定に基づき、以下の要領で第三者割当による新株予約権（行使価格修正条項付）を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 2. 新株予約権（行使価格修正条項付）の概要

AIストーム株式会社第10回新株予約権発行要項

- |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 新株予約権の名称                       | AIストーム株式会社第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額                 | 金28,800,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3. 申込期日                           | 2026年1月13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4. 割当日及び払込期日                      | 2026年1月13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 5. 募集の方法及び割当先                     | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をSINO PRIDE VENTURES LIMITEDに割り当てる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法 | (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式24,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。<br>(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 |

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- |                                                                                                                                                                       |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。                                                                                  |                  |
| (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 |                  |
| 7. 本新株予約権の総数                                                                                                                                                          | 240,000個         |
| 8. 各本新株予約権の払込金額                                                                                                                                                       | 本新株予約権1個につき金120円 |
| 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                                                                                                                                            |                  |
| (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。                                                                                                              |                  |

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初250円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

#### 10. 行使価格の修正

- (1) 本新株予約権の当初行使価額は、250円とし、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第18項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。
- (2) 行使価額は150円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{割当} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普}}{\text{通株式数}} + \frac{\text{株式数}}{1 \text{株当たりの時価}} \times \frac{\text{払込金額}}{1 \text{株当たり}} \\ \text{行使価額} & & \hline \end{array}$$

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①乃至③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} - \frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} \right) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

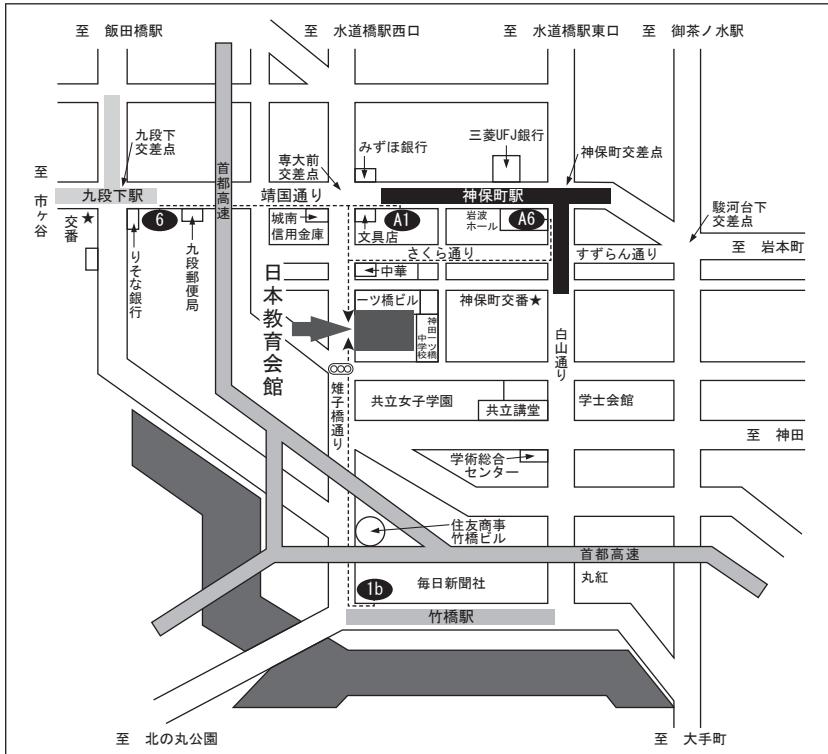
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間  
2026年1月13日から2031年1月10日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行なうものとし、各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得  
当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行なうことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行なうものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限  
会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
19. 行使請求受付場所  
AIストーム株式会社 管理本部
20. 払込取扱場所  
株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店
21. 本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。
22. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日から2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
日本教育会館 7階 702号会議室  
電話 03-3230-2831



《交 通》

|       |                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地下鉄   | 都営新宿線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分<br>都営三田線「神保町」駅 A6出口 下車徒歩5分<br>東京メトロ半蔵門線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分<br>東京メトロ東西線「竹橋」駅 1b北の丸公園側出口 下車徒歩5分<br>東京メトロ東西線「九段下」駅 6番出口 下車徒歩7分 |
| J R 線 | 総武線「水道橋」駅 西口出口 下車徒歩15分                                                                                                                             |

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。